

◎血親之親等

民法 968 條：血親親等之計算，直系血親，從己身上下數，以一世為一親等；旁系血親，從己身數至同源之直系血親，再由同源之直系血親，數至與之計算親等之血親，以其總世數為親等之數。

				(外)曾祖 父母 3				
外伯叔祖 父母姑 4				(外)祖父 母 2				伯叔祖父 母姑 4
外堂伯叔 姑 5	姨父母 3	舅父母 3		父母 1		伯叔父母 3	姑父母 3	堂伯叔姑 5
外再從兄 弟姐妹 6	表兄弟姐 妹 4	表兄弟姐 妹 4	姐妹 2	己身	兄弟 2	堂兄弟姐 妹 4	表兄弟姐 妹 4	再從兄 弟姐妹 6
外再從侄 (女) 7	表侄(女)5	表侄(女)5	外甥男 (女) 3	子女 1	姪男女 3	堂侄(女)5	表侄 (女)5	再從侄 (女) 7
	表侄孫 (女)6	表侄孫 (女)6	外甥孫男 (女) 4	(外)孫 (女) 2	姪孫男女 4	堂孫侄 (女)6	表孫侄 (女)6	
			外甥曾孫 男(女) 5	(外)曾孫 (女) 3	姪曾孫男 女 5			
				(外)玄孫 (女) 4				